

議案第 23 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 2 月 26 日提出

上越市長 村 山 秀 幸

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例（昭和 46 年上越市条例第 75 号）の一部を次のように改正する。

第 29 条第 2 項中「100 分の 32.5」を「100 分の 127.5」に改める。

附則に次の 1 項を加える。

（令和 3 年度における会計年度任用職員の期末手当の特例）

16 令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間においては、第 29 条第 2 項の規定による会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に 100 分の 65 を乗じて得た額に、基準日以前 6 月以内の期間におけるその者の在職期間の第 22 条第 2 項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。